

「鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造)」改訂に伴う関連技術基準の対照表

鉄道構造物等設計標準・同解説(シールドトンネル)

平成17年3月10日現在

頁	条文・解説番号	条文・解説	改訂に伴う読替え
p.3	1.1 【解説】(2) について	鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造):(財)鉄道総合技術研究所,平成4年10月	鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造):(財)鉄道総合技術研究所,平成16年4月
p.76	7.1 【解説】(1) について	曲げによる許容せん断応力度は,「鉄道構造物等設計標準(コンクリート構造)」(平成4年)の棒部材の設計せん断耐力の算定法に準じて,セグメントの有効高さ $d=20\text{cm}$,引張鉄筋比1%のセグメントを基準として定め,これを基に許容せん断応力度を補正できるようにした.	曲げによる許容せん断応力度は,「鉄道構造物等設計標準(コンクリート構造)」の棒部材の設計せん断耐力の算定法に準じて,セグメントの有効高さ $d=20\text{cm}$,引張鉄筋比1%のセグメントを基準として定め,これを基に許容せん断応力度を補正できるようにした.
p.76	7.1 【解説】(2) について	曲げによる許容せん断応力度は,(1)と同様,「鉄道構造物等設計標準(コンクリート構造)」(平成4年)により,鉄筋コンクリートの有効高さ $d=20\text{cm}$,引張鉄筋比1%として算出したものである.	曲げによる許容せん断応力度は,(1)と同様,「鉄道構造物等設計標準(コンクリート構造)」により,鉄筋コンクリートの有効高さ $d=20\text{cm}$,引張鉄筋比1%として算出したものである.
p.109	9.10 【解説】(1) について	これらについては,「鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造)」(平成4年)による.	これらについては,「鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造)」による.